

第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等						
<p>(1) 震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例（震災特例法16の3①、震災特例法令16の3、改正法附則145）</p>	<p>○ 棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内に震災関連原状回復費用（東日本大震災に関連する次のイからハまでに掲げる費用その他これらに類する費用をいいます。以下同じです。）を支出することができなかった法人が、その事情がやんだ日の翌日から3年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときは、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額は災害損失欠損金額とみなすこととされました。</p> <p>イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用</p> <p>ロ 当該棚卸資産等の原状回復のための修繕費</p> <p>ハ 当該棚卸資産等の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</p>	<p>平26.1.1以後の震災関連原状回復費用の支出について適用されます。</p>						
<p>(2) 復興産業集積区域等において機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2⑤、25の2⑤）</p> <p>（震災特例法令18の2②、改正震災特例法令附則③）</p> <p>（震災特例法17の2①表二、25の2①表二）</p>	<p>○ 産業集積事業の用に供した機械及び装置に係る即時償却の措置について、平成28年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 賃貸住宅供給事業の用に供した被災者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 被災者向け優良賃貸住宅の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 各独立部分の床面積について、120㎡以下かつ25㎡以上（改正前：120㎡以下かつ50㎡以上）とし、床面積が50㎡未満の各独立部分については、公募においてその賃貸が単身者に対し優先して行われることが明らかにされているものであることとされました。</p> <p>(ロ) 共同住宅又は長屋を構成する各独立部分の数について、床面積が25㎡以上のものが10以上又は50㎡以上のものが4以上（改正前：50㎡以上のものが10以上）とされました。</p> <p>ロ 適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>平26.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>						
<p>(3) 被災代替資産等の特別償却（震災特例法18①、26①）</p>	<p>○ 特別償却割合の見直しが行われ、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をする被災代替資産等については、その区分に応じそれぞれ次の特別償却割合が適用されることとなりました（平成26年4月1日前に取得等をした被災代替資産等に適用されている特別償却割合と同じです。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物又は構築物 （増築部分を含みます。）</td> <td style="text-align: center;">15% （中小企業者等(注)は18%）</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">30% （中小企業者等(注)は36%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）4ページI2(注1)の中小企業者等と同じです。</p>	区 分	改 正 後	建物又は構築物 （増築部分を含みます。）	15% （中小企業者等(注)は18%）	機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具	30% （中小企業者等(注)は36%）	<p>—</p>
区 分	改 正 後							
建物又は構築物 （増築部分を含みます。）	15% （中小企業者等(注)は18%）							
機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具	30% （中小企業者等(注)は36%）							

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（震災特例法令18の2②、改正震災特例法令附則③）</p> <p>（震災特例法18の2①、26の2①）</p>	<p>○ 被災者向け優良賃貸住宅について、上記(2)イと同様の要件の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>上記(2)イの適用時期等と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(5) 再投資等準備金（震災特例法18の3②四、26の3⑥七、震災特例法規6の5の2、9の5の2、改正法附則148、152）</p>	<p>○ 適用年度に、特定復興産業集積区域内にある事業所以外の事業所（東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第2項に規定する区域外特定事業所に限ります。）を有する事業年度が追加されました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（震災特例法19①⑭、20①、27①⑭、28①、改正法附則149、153）</p>	<p>○ 対象となる資産の譲渡及び取得の範囲から非適格現物分配による譲渡及び取得が除外されました。</p>	<p>平26.4.1以後に行われる現物分配により移転をする資産又は同日以後に行われる現物分配により移転を受ける資産について適用され、同日前に行った現物分配により移転をした資産又は同日前に行われた現物分配により移転を受けた資産については、従来どおり適用されます。</p>